

諮問内容

- 1 出産育児一時金の支給額を次のとおりとする。
 ・ 出産育児一時金の本来分を 40 万 8 千円から 48 万 8 千円に改める。

(1) 出産育児一時金制度の概要

出産育児一時金は、被保険者が出産した時に、出産に要する経済的負担を軽減するため、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し一定の金額を支給する制度。

本市では、出産育児一時金の支給額を条例で規定している。

(2) 出産育児一時金の見直しについて

出産費用の動向をふまえて、令和 5 年 2 月 1 日に、出産育児一時金の本来分を 40 万 8 千円から 48 万 8 千円に改正する健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布された。

これを受け、本市国民健康保険においても支給額を見直すこととする。

《本市の出産育児一時金支給額の推移》

平成 18 年 10 月	30 万円→35 万円
平成 21 年 1 月	35 万円→原則 38 万円 (本来分 35 万円+産科医療補償制度掛金分 3 万円) ※産科医療補償制度の導入に伴い 3 万円の加算措置を創設。 (本制度は、分娩に関連して重度脳性麻痺になった児と家族の経済的負担の補償などを目的として創設)
平成 21 年 10 月	原則 38 万円→原則 42 万円 (本来分 39 万円+産科医療補償制度掛金分 3 万円) ※23 年 3 月までの暫定措置
平成 27 年 1 月	原則 42 万円 (本来分 39 万円+産科医療補償制度掛金分 3 万円→本来分 40.4 万円+産科医療保障制度掛金分 1.6 万円)
令和 4 年 4 月	原則 42 万円 (本来分 40.4 万円+産科医療保障制度掛金分 1.6 万円→本来分 40.8 万円+産科医療保障制度掛金分 1.2 万円)

※今まで本市国保は、健保令に合わせて、出産育児一時金を改正している。

(3) 本市国民健康保険における出産育児一時金の改正について

	現在の額	見直し後の額
出産育児一時金本来分	40.8万円	48.8万円
産科医療補償制度掛金分	1.2万円	1.2万円
合 計	42.0万円	50.0万円

(4) 本市国民健康保険における出産育児一時金支給状況

	支給額(円)	件数	支給額(円)
元年度	40.4万円	8	3,232,000
	42.0万円	111	46,486,565
2年度	40.4万円	3	1,212,000
	42.0万円	92	38,646,197
3年度	40.4万円	1	404,000
	42.0万円	83	34,929,395

(5) 出産育児一時金を見直した場合の影響

仮に、全ての出産が産科医療補償制度加入医療機関であった場合、令和3年度実績ベースで672万円増加する。

$$\text{※ (50万円-42万円) × (1件+83件) = 672万円}$$

(6) 出産育児一時金の支給額に係る条例改正時期

出産育児一時金の支給額に係る改正条例案を令和5年3月議会に上程し、施行日は健康保険法施行令等の一部を改正する政令の実施時期と同じく令和5年4月1日とする。